

第8章 計画の実現に向けて

8-1-1 実現のための施策の方針図

実現のための施策の方針図を次ページに示します。

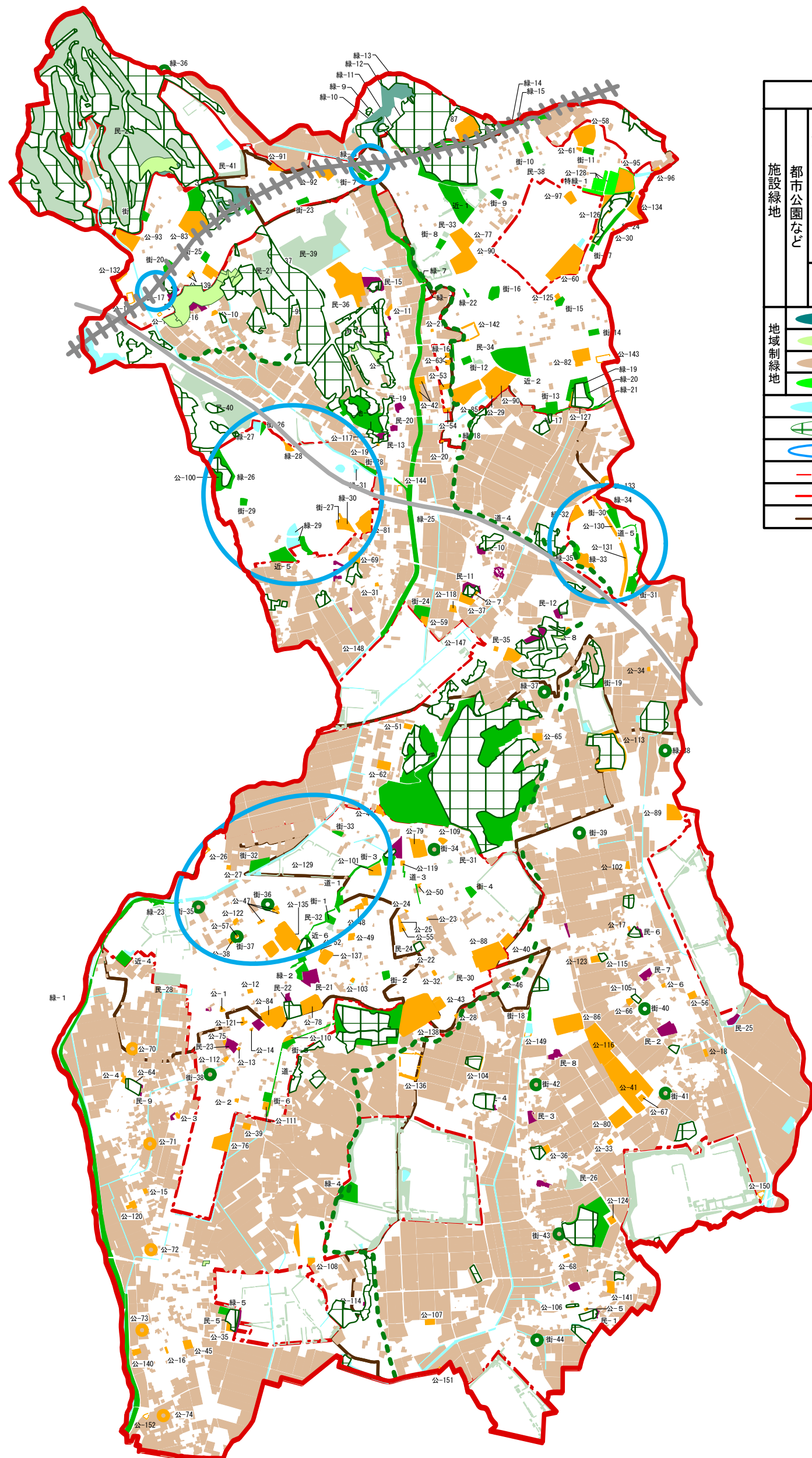
8-1-2 緑をまもる施策位置図

《緑をまもる施策の考え方》

1. まちづくり基本計画の自然保全区域（保安林、地域森林計画対象民有林、ため池）は、都市緑地法による保全配慮地区として指定（ため池の水面は除く。）を検討します。ただし、都市計画公園および都市計画緑地決定区域内は除きます。
2. 保全配慮地区は、緑地保全地域の指定（原則、官地は除く）を検討します。
3. 緑地保全地域の指定を検討する中で、保安林および三好カントリー倶楽部はその対象外とします。
4. 保全配慮地区のうち、希少種の生育・生息地である地区（原則、官地は除く）や特に保全が必要な地区は、特別緑地保全地区としての指定を検討します。
5. 社寺林は、みよし市緑化指定地区または、地区計画制度などの活用により保全します。
6. 農地は、農地として保全することを前提に、できるだけ農地転用しないよう貸し農園や狭小区画農地の再整備、景観作物による一時的利用により保全します。
7. 河川や水面を含むため池は、河川区域など現状通り保全します。

緑をまもる施策位置図を次ページに示します。

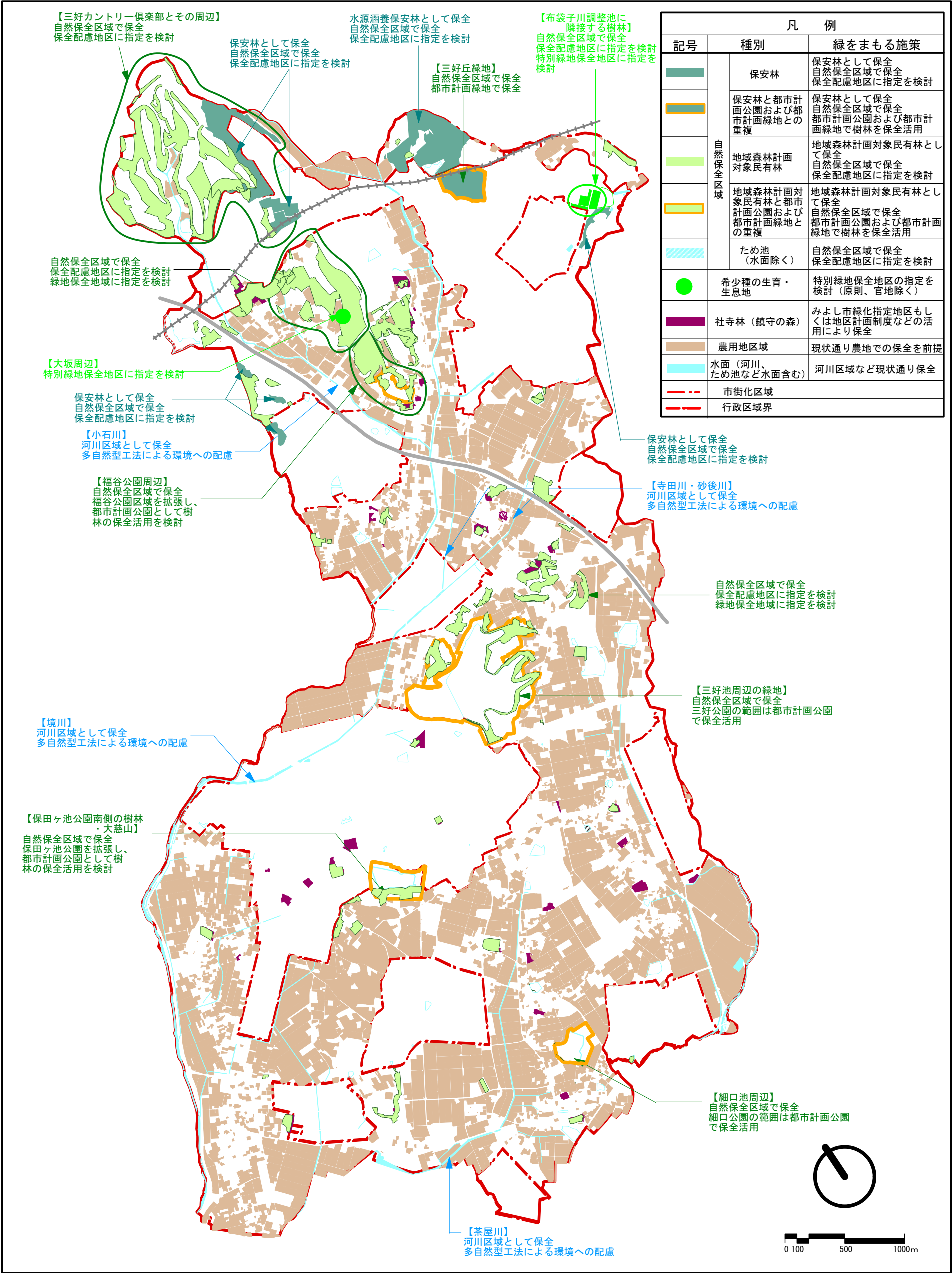
実現のための施策の方針図



凡例			
施設緑地	都市公園 都市公園など	既設	計画
		●	○
地域制緑地	都市公園 都市公園など	記号	
		街区公園	
		近隣公園	
		地区公園	
		総合公園	
		緑地	
		緑道	
		公共施設緑地	
		民間施設緑地	
		保安林	
地域制緑地	都市公園 都市公園など	地域森林計画対象民有林	
		農用地区域	
		特別緑地保全地区	
		水面（河川、ため池など）	
		保全配慮地区	
		緑と景観の重点地区	
		市街化区域	
		行政区境界	
		地域区分	

0 100 500 1000m

緑をまもる施策位置図



8-2 計画の実現に向けて

8-2-1 実現化に向けた推進体制の確立

本計画が目指す緑の将来像を実現していくためには、住民、事業者、行政のそれぞれが緑と景観の大切さや効果・機能を十分理解し、主体的に緑の街づくりに取り組むことが大切です。そのため、各主体が緑と景観を守り、育て、活かし、質を高めるための活動を積極的に実施できるよう促すとともに、各主体が連携して進める体制づくりを確立します。

1. 「緑と景観の審議会」：住民（住民団体・NPOなど）、事業者、行政の協働と組織づくり

緑と景観の施策を積極的に推進するために、住民、事業者、行政、学識経験者などによる「協働」が重要となります。そのため、本市の緑と景観に関する保全活動や緑化活動、公園の維持管理や運営などさまざまな活動を行政と住民・事業者が協働で実施する組織として、景観法第15条に定められている景観協議会を「緑と景観の審議会」として設置します。この審議会は、住民が主体となって緑や景観に関するさまざまな交流や意見交換、情報交換を行うとともに、緑や景観に関する各施策の進行管理を確認する機能を持たせます。

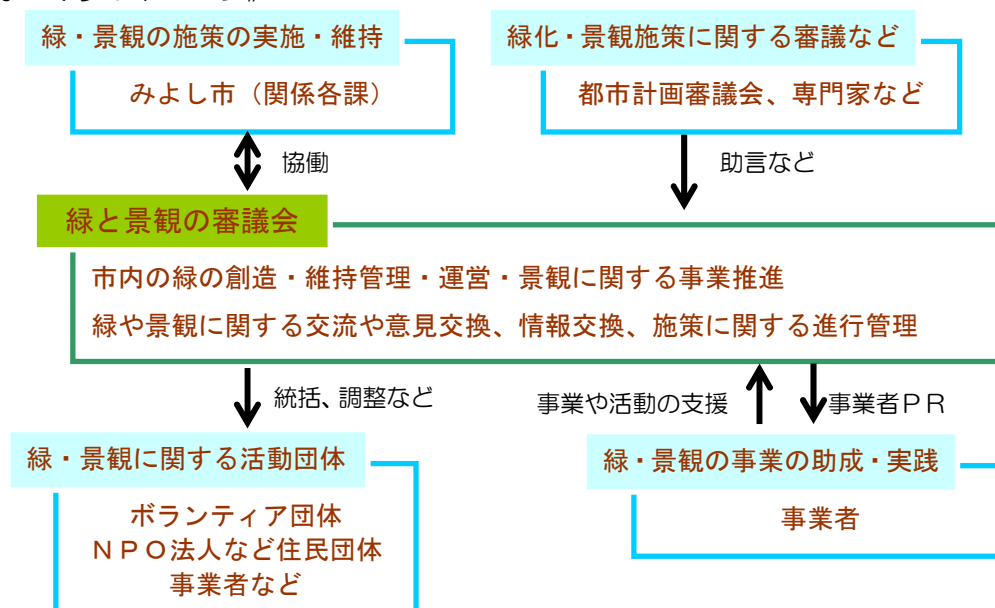
2. 行政の体制の充実

緑や景観に関する施策を着実に推進していくためには、緑や景観に関する施策を担当する部署の連携を強化する必要があります。そのため、都市計画や公園緑地だけではなく、農林・環境などの関係部署と総合的に施策を推進する体制づくりに努めます。

3. 関係機関との連携

境川や北部地域の樹林地に代表されるように、緑や景観は市域を超えて連続しています。そのため、隣接する豊田市や刈谷市、東郷町などの近隣自治体、国や県、その他愛知用水などの関係機関と協力して、まちづくりを推進します。

《体制づくりのイメージ》



8 - 2 - 2 住民、事業者、行政の役割

緑と景観の将来像の実現に向け、住民（住民団体・NPOなど）、事業者、行政の各主体はそれぞれの役割を認識し、将来像の実現に向けて積極的に緑の保全、緑化活動、景観の形成などに取り組んでいくことが必要です。

1. 住民（住民団体・NPOなど）に期待される役割

緑豊かなまちづくりを進めていくには、本市の土地の大半を占める民有地の緑の保全やさらなる緑化が最も重要です。そのためには、住民一人ひとりが自宅の庭やベランダなど身近な緑を育んだり、住んでいる地区の緑化活動などに積極的に参加したり、緑に関する講習会などへ参加するなど、緑づくり活動への参加や理解を深めることが求められます。

住民は自らが所有する建築物の集まりが、まちの景観の大部分を占めていることを認識し、外壁や屋根、門や塀など公共空間から視認される部分を、良好な景観の形成に相応しい規模、意匠、色彩にするなど、市の施策へ協力していくことが求められます。

今後は、緑と景観の保全活動や緑化活動、公園の維持管理活動に加えて、樹林地や農地の健全な維持管理活動への参加、各団体間や行政との間で情報共有を図り、連携を強化しながらさまざまな活動を住民一人ひとりが積極的かつ継続的に進めていくことが期待されます。

2. 事業者期待される役割

環境保全に対する社会的責任を認識し、大規模工場だけではなく中小規模の工場や事業所などにおいても、周辺環境に配慮した敷地内や周辺の緑化に積極的に取り組むとともに、建築物や屋外広告物についてもデザインの調和・夜間景観への配慮が求められます。

また、地域貢献活動の一環としての地域と連携した緑化活動の開催や参加、景観形成など、地域住民との協働による緑と景観のまちづくりに参加していくことが求められます。

さらに、工場緑地の地域への開放など、地域に開かれた工場として地域との連携を図っていくことが期待されます。

3. 行政に期待される役割

住民、住民団体・NPOなど、事業者が緑の保全、緑化活動、景観形成活動を理解し、それぞれの活動に協力が得られるよう、普及・啓発活動を進めるとともに、主体的な緑と景観の保全、創出活動に対して助成を行うなどの積極的な支援を行います。

道路・河川・公園などの公共施設の整備にあたっては、景観重要公共施設として位置づけるなど管理者との意思疎通を図るとともに、地域の自然環境、市街地・歴史景観に調和し、利用者のニーズに応じた整備・緑化を進めます。



8 - 2 - 3 計画の点検と見直し

緑と景観の将来像の実現していくためには、本計画の進行管理と合わせ現況の緑と景観の状況、住民のニーズなどを概ね5年ごとに把握して、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

